

「まなびの広場」は那須教育事務所ホームページに掲載されます。  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m56/system/desaki/desaki/nasu-kyouiku01.html>

毎月第3日曜日は「家庭の日」

## 大田原市生涯学習情報誌

大田原市では、3種類の生涯学習情報誌を発行しています。本市のホームページにも掲載されていますので、ぜひ御覧ください。

### ◇学びガイド

生涯学習関連の講座・教室、イベント、施設の情報を分野別に掲載しています。



### ◇自主グループ・サークル・団体ガイドブック

公民館等の社会教育施設を活用している自主グループ・サークル・団体、大田原市役所各課で活動している団体を紹介しています。



### ◇輝きバンク登録者一覧

様々な分野で知識や技能を身に付けている人や、地域で活躍しているサークル、団体等を人材登録し、市民の生涯学習を支援するために、必要に応じて紹介しています。



## テーマ展「那須と芭蕉と文人たち」

本年は、松尾芭蕉の「おくのほそ道」が刊行されて320年の節目の年であり、芭蕉にゆかりのある殺生石が栃木県指定史跡に登録されてから、65年が経ちました。

そこで、那須歴史探訪館では、テーマ展「那須と芭蕉と文人たち」を開催し、「おくのほそ道」に関わる殺生石や遊行柳、芭蕉にゆかりのある文人たちについて紹介します。

「おくのほそ道」寛政本等、普段は見られない資料が目白押しですので、多くの方の御来館をお待ちしております。

開催期間 4月2日(土)～6月12日(日)

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 毎週月曜日(月曜祝日は除く)



## 日独修好160周年青木周蔵パネル展

日本とドイツの修好160周年を記念して、ドイツと関係深い青木周蔵に関するパネル展を旧青木家那須別邸で開催します。青木周蔵が外交活動を通じて、日本にもたらしたドイツの文化的側面を紹介します。

シュタイレック城との共催により、収蔵されている資料を日本初公開いたします。



開催期間 4月9日(土)～5月8日(日)

開館時間 午前9時～午後5時30分

会場 旧青木家那須別邸

※新型コロナウイルス感染症により予定を変更する場合があります。

## ふれあい学習出前講座

コロナ禍ではありましたが、今年度も、公民館や学校、保育園等から多くの御依頼をいただき、「家庭教育」「人権教育」「地域連携」等、様々な内容で講座を実施しました。

参加された皆様からは、「和やかな雰囲気、楽しく学べました。」「鏡のように、常に人権感覚を磨くことの大切さ、そのために研修することの大切さを実感しました。」などの感想をいただきました。

来年度も、皆様からの御依頼をお待ちしております。お申込みは、お早めに。



出前講座  
の御案内





## 「子どもの人権」とは

「子どもの権利」と聞くと、「子どもが権利を主張してわがままになるのではないか？」というイメージをもたれる方もいるのではないのでしょうか。



子どもにも大人と同様、一人の人間としての人権があります。さらに、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが大切です。



## 日本における子どもの人権問題

現在、子どもの人権に関わる問題には、児童虐待、子どもの貧困、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などがあります。また、学校においては、子ども間のいじめ、暴力行為、不登校、児童生徒への体罰などが問題として挙げられています。

近年、メディアでヤングケアラーやチャイルドグルーミング等、子どもの人権に関わる問題が多く取り上げられ、社会の関心も高まりつつあります。これらは、周囲から見えにくく、支援の手が届きにくいという側面があります。

### 【ヤングケアラー】

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

### 【チャイルドグルーミング】

性犯罪を行うことを目的に、子どもに近づき、信頼を得る行為のことです。



## 「子どもの権利条約」

国連では、平成元(1989)年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択しました。この条約では、18歳未満の全ての子どもに対して多くの権利を保障しています。



- 生きる権利：生命の安全が保障され、健康に生活できる権利
- 育つ権利：教育・福祉などの側面から、子どもの成長に必要な支援を国や大人から受ける権利
- 守られる権利：強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利
- 参加する権利：子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明や活動に関する自由を認められる権利



## 私たちにできること

子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるには、大人が認識を変えることが必要です。私たちにできることとして、一例を紹介します。

- ・子どもが安心して意見を言える場、安心して相談できる場をつくる。
- ・子どもの自尊心を大切にする。
- ・子どもの権利を理解し、それを子どもたちに伝える。
- ・個性をもったかけがえのない存在として、一人一人を尊重する。
- ・大人のを考えを一時的に押しつけない。
- ・一緒に社会をつくる仲間であるという意識をもつ。



日本では、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関して、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理や理念が示されています。そして、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准し、様々な権利侵害から子どもを守るための法律(「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「児童虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「教育機会確保法」などが順次施行されています。